

令和8年3月3日招集

第2回見附市議会定例会提出議件

見 附 市



## 市長提出議件

- |       |  |
|-------|--|
| 議第3号  | 令和8年度見附市一般会計予算                         |
| 議第4号  | 令和8年度見附市国民健康保険事業特別会計予算                 |
| 議第5号  | 令和8年度見附市後期高齢者医療特別会計予算                  |
| 議第6号  | 令和8年度見附市介護保険事業特別会計予算                   |
| 議第7号  | 令和8年度見附市宅地造成事業特別会計予算                   |
| 議第8号  | 令和8年度見附市水道事業会計予算                       |
| 議第9号  | 令和8年度見附市下水道事業会計予算                      |
| 議第10号 | 令和8年度見附市病院事業会計予算                       |
| 議第11号 | 専決処分について（令和7年度見附市一般会計補正予算（第8号））        |
| 議第12号 | 専決処分について（令和7年度見附市一般会計補正予算（第9号））        |
| 議第13号 | 見附市学校給食費等の徴収に関する条例の制定について              |
| 議第14号 | 見附市子ども・子育て地域協議会条例の制定について               |
| 議第15号 | 見附市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について   |
| 議第16号 | 見附市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 議第17号 | 見附市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について   |
| 議第18号 | 見附市職員等の旅費に関する条例の制定について                 |

- 議第 1 9 号 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 0 号 見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 1 号 見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 2 号 見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 3 号 見附市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 4 号 見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 5 号 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 6 号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 7 号 見附市立へき地保育所設置条例を廃止する条例の制定について
- 議第 2 8 号 見附市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 9 号 見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 0 号 見附市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 1 号 見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 2 号 見附市給水条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 3 号	見附市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議第 3 4 号	令和 7 年度見附市一般会計補正予算（第 1 0 号）
議第 3 5 号	令和 7 年度見附市一般会計補正予算（第 1 1 号）
議第 3 6 号	令和 7 年度見附市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
議第 3 7 号	令和 7 年度見附市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議第 3 8 号	令和 7 年度見附市宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
議第 3 9 号	令和 7 年度見附市水道事業会計補正予算（第 5 号）
議第 4 0 号	令和 7 年度見附市病院事業会計補正予算（第 4 号）
議第 4 1 号	工事請負契約の変更について
議第 4 2 号	工事請負契約の変更について
議第 4 3 号	公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について
議第 4 4 号	見附市道路線の廃止及び認定について



議第11号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度見附市一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮



専決第 1 号

令和 7 年度 見附市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度見附市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,351,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 23 日専決

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15	県支出金	1,575,629	25,000	1,600,629
	3 委託金	327,538	25,000	352,538
	歳 入 合 計	22,326,000	25,000	22,351,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	4,617,011	25,000	4,642,011
	4 選挙費	62,234	25,000	87,234
	歳 出 合 計	22,326,000	25,000	22,351,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 県支出金	1,575,629	25,000	1,600,629
歳入合計	22,326,000	25,000	22,351,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	4,617,011	25,000	4,642,011
歳 出 合 計	22,326,000	25,000	22,351,000



## 2 歳 入

(款) 15 県支出金  
(項) 3 委託金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		県支出金	1,575,629	25,000	1,600,629
	3	委託金	327,538	25,000	352,538
	1	総務費委託金	101,015	25,000	126,015

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 選挙費委託金	25,000	1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費交付金 25,000

15款 県支出金

3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 4 選挙費

2	4	款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	4,617,011	25,000	4,642,011	25,000	
	4	選挙費	62,234	25,000	87,234	25,000	
		4 衆議院議員総選挙費		25,000	25,000	県支出金 25,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	1,888	1 職員給与費 8,208 職員手当 8,208
3 職員手当等	8,208	
7 報償費	295	2 衆議院議員総選挙費 16,792 非常勤職員報酬 1,339 投票管理者等報酬 1,339
8 旅費	165	会計年度任用職員報酬 549 報償費 295
10 需用費	2,416	報償費 295 費用弁償 165
11 役務費	2,466	委員費用弁償 75 投票管理者費用弁償 90
12 委託料	8,458	消耗品費 1,413 燃料費 8
13 使用料及び 賃借料	1,004	食糧費 136 印刷製本費 659 修繕料 200
15 原材料費	100	備品修繕料 150 施設修繕料 50 通信運搬費 1,730 電話料 30 郵便料 1,700 手数料 736 選挙機器保守点検手数料 726 クリーニング代 10 委託料 8,458 文書仕分業務委託料 64 ポスター掲示場設置等業務委託料 3,300 投開票所器具運搬等業務委託料 1,910 文書配布業務委託料 220 選挙事務従事者委託料 443 日直業務代行委託料 17 期日前投票所交通誘導業務委託料 124 投開票所除雪業務委託料 2,380 使用料 250 自動車道使用料 8 施設使用料 242 賃借料 754 自動車借上料 240 コピー機借上料 77 器具備品借上料 402 会場借上料 35 原材料費 100 資材費 100

2 款 総務費

## 補正予算給与費明細書

### 1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費							共済費	合 計	備 考	
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	調整手当	寒 冷 地 手 当	その他の 手 当	計				
		人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
補 正 後	長 等	3		24,411	(3.50) 8,188			171	15,600	48,370	6,530	54,900	
	議 員	17	61,612		(3.50) 20,666					82,278	16,685	98,963	
	その他の 特別職	1,330	68,126							68,126		68,126	
	計	1,350	129,738	24,411		28,854		171	15,600	198,774	23,215	221,989	
補 正 前	長 等	3		24,411	(3.45) 8,188			171	15,600	48,370	6,530	54,900	
	議 員	17	61,612		(3.45) 20,666					82,278	16,685	98,963	
	その他の 特別職	1,234	66,787							66,787		66,787	
	計	1,254	128,399	24,411		28,854		171	15,600	197,435	23,215	220,650	
比 較	長 等				(0.05)								
	議 員				(0.05)								
	その他の 特別職	96	1,339							1,339		1,339	
	計	96	1,339							1,339		1,339	

## 2. 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(389) 301	千円 579,254	千円 1,187,711	千円 1,028,114	千円 2,795,079	千円 502,832	千円 3,297,911	
補正前	(389) 301	578,705	1,187,711	1,019,906	2,786,322	502,832	3,289,154	
比 較	(0) 0	549	0	8,208	8,757	0	8,757	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区 分	時間外 勤 務
		千円
	補 正 後	139,691
	補 正 前	131,483
比 較	8,208	

### ア. 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(9) 301	千円 0	千円 1,187,711	千円 920,662	千円 2,108,373	千円 391,051	千円 2,499,424	
補正前	(9) 301	0	1,187,711	912,454	2,100,165	391,051	2,491,216	
比 較	(0) 0	0	0	8,208	8,208	0	8,208	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

職員手当 の内訳	区 分	時間外 勤 務
		千円
	補 正 後	139,691
	補 正 前	131,483
比 較	8,208	

### イ. 会計年度任用職員

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(380) 0	千円 579,254	千円 0	千円 107,452	千円 686,706	千円 111,781	千円 798,487	
補正前	(380) 0	578,705	0	107,452	686,157	111,781	797,938	
比 較	(0) 0	549	0	0	549	0	549	

※( )は短時間勤務職員について外書きしています

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
	千円		千円	千円	
職員手当	8,208	その他の増分	8,208	その他増分 8,208	

議第12号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度見附市一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり専決処分したので承認を得たい。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮



専決第 2 号

令和 7 年度 見附市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 7 年度見附市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 , 5 5 1 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 3 0 日専決

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18	繰入金	1,815,975	200,000	2,015,975
	2 基金繰入金	1,684,801	200,000	1,884,801
	歳 入 合 計	22,351,000	200,000	22,551,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8	土木費	1,954,698	200,000	2,154,698
	2 道路橋りょう費	804,650	200,000	1,004,650
	歳 出 合 計	22,351,000	200,000	22,551,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	1,815,975	200,000	2,015,975
歳入合計	22,351,000	200,000	22,551,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費	1,954,698	200,000	2,154,698
歳 出 合 計	22,351,000	200,000	22,551,000



2 歳 入

(款) 18 繰入金  
(項) 2 基金繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		繰入金	1,815,975	200,000	2,015,975
	2	基金繰入金	1,684,801	200,000	1,884,801
	1	財政調整基金繰入金	813,629	200,000	1,013,629

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	200,000	1 財政調整基金繰入金	200,000

18款 繰入金

3 歳 出

(款) 8 土木費  
(項) 2 道路橋りょう費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		土木費	1,954,698	200,000	2,154,698		200,000
	2	道路橋りょう費	804,650	200,000	1,004,650		200,000
	6	道路除雪費	319,860	200,000	519,860		200,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	200,000	1 除雪費 委託料 除雪等委託料	200,000 200,000 200,000

8款 土木費



議第13号

見附市学校給食費等の徴収に関する条例の制定について

見附市学校給食費等の徴収に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市学校給食費等の徴収に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が設置する小学校、中学校及び特別支援学校における学校給食費等の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費をいう。
- (3) 教職員等給食費 児童又は生徒以外の者であつて、学校給食と同等の給食を受ける教職員その他市長が必要と認める者（以下「教職員等」という。）が負担すべき経費をいう。
- (4) 学校給食費等 学校給食費及び教職員等給食費をいう。

(学校給食費等の徴収)

第3条 市長は、次の各号に掲げる者から当該各号に定める学校給食費等を徴収する。

- (1) 学校教育法第16条に規定する保護者 学校給食費
- (2) 教職員等 教職員等給食費

2 前項の規定により市長が徴収する学校給食費等の額は、規則で定める。

(学校給食費等の納付)

第4条 前条第1項各号に掲げる者は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費等の減免)

第5条 市長は、規則で定めるところにより、学校給食費等の一部又は全部を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第14号

見附市子ども・子育て地域協議会条例の制定について

見附市子ども・子育て地域協議会条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市子ども・子育て地域協議会条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第72条第1項の規定に基づき、見附市子ども・子育て地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げることのほか、本市における子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援に関して学識経験のある者その他教育長が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局こども課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議第15号

見附市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

見附市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条・第34条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者

の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

## 第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援事業者の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する

額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
  - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
  - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
  - (3) 食事の提供に要する費用
  - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他

必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳

児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、

正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援事業者を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

（1） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

（2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、

当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機

に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4

項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議第16号

見附市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

見附市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事

業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び

利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及

びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分、障がい又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設

又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### (設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの全ての要件に該当するものであること。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連

	絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。)
	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のも

のについて防疫処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用

乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年見附市条例第23号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類す

るもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第17号

見附市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

見附市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(見附市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 見附市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年見附市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第25条の2第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスマまでを削り、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び特別料金等相当額」を「、特別料金等相当額」に改め、「新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第

9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額  
(見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 見附市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年見附市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「初任給調整手当」の次に「(第一種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第7条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に、「37万400円」を「37万1,300円」に改める。

(見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年見附市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

附則第4項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の51.25」を「100分の52.5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定(第7条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定(第7条に係る部分に限る。)は、令和7年4月1日から適用する。

議第18号

見附市職員等の旅費に関する条例の制定について

見附市職員等の旅費に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市職員等の旅費に関する条例

見附市職員等の旅費に関する条例（昭和34年見附市条例第41号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則（第8条）

第2節 交通費（第9条－第12条）

第3節 宿泊費等（第13条－第15条）

第4節 転居費等（第16条－第18条）

第5節 その他の種目（第19条・第20条）

第3章 雑則（第21条－第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び規則で定めるこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- (3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (4) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (5) 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。
- (8) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げ

る者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職（免職を含む。）又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項又は同法第29条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。

4 職員以外の者が市の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助するため旅行した場合は、その者に対して旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならない。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の

円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はその変更をするには、旅行命令書に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令書に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令書に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令(前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。)に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路

及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の書式に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出又は支払をする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支払担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項に規定する書式及び必要な資料の種類、記載事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### 第1節 通則

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### 第2節 交通費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、県外旅行の場合に限り支給する。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 運賃

（2） 座席指定料金

（3） 前2号に掲げる費用に付随する費用

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

（1） 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する費用

（2） 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれらに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する費用

（3） 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の承認を得て、公務のため自家用車を使用して旅行した場合は、規則で定める額による。

### 第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

### 第4節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、任命権者が必要と認める者の赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、任命権者が必要と認める者の赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、任命権者が必要と認める者の赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以

下この項において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

#### 第5節 その他の種目

##### (渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

##### (死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第2号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

#### 第3章 雑則

##### (退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

##### (遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条各号及び第12条第1項各号に掲げる各費用について、第6条及び第9条から第12条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第24条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが、当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

3 上級者又は他の条例で定める旅費支給額の多い者と随行又は同行する場合は、鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、その上級者又は旅費支給額の多い者の額とする。

（旅費の特例）

第25条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する

旅費が同法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 見附市職員の外国旅行の旅費に関する条例（昭和44年見附市条例第16号）は、廃止する。

(経過措置)

3 改正後の見附市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の見附市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3

項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 4 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職（免職を含む。）若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項（第1号及び第2号に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 6 新条例第26条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。  
（規則への委任）
- 7 前4項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議第19号

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例

見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年見附市条例  
第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分		鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)
内国 旅行	市内	—	—	—	(1キロ メートル につき) 37円	実費	省令別表第3 に掲げる額
	県内	普通運賃	2等運賃	実費	実費		
	県外	普通運賃	2等運賃ま たは1等運 賃	実費	実費		
外国旅行		最上級運賃	最上級運賃	実費	実費		
備考		1 座席指定料金は、県外旅行の場合に限り支給する。					

- 2 特別車両料金を徴する鉄道による旅行をする場合には、運賃、急行料金、寝台料金及び座席指定料金のほか特別車両料金を支給する。
- 3 特別船室料金を徴する船舶による旅行をする場合には、運賃、寝台料金及び座席指定料金のほか、特別船室料金を支給する。
- 4 前2号に規定する特別車両料金及び特別船室料金は、県外旅行の場合に限り支給する。
- 5 前3号に規定する特別車両料金及び特別船室料金は、当分の間、旅行命令権者の認めた場合以外は、これを支給しない。
- 6 航空賃は、旅行命令権者が公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により航空機の利用を認めた場合に限り支給する。
- 7 市内におけるその他の交通費は、片道2キロメートル未満のものには支給しない。
- 8 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。本表において「省令」という。）別表第2第1号の表又は第2号の表の区分の欄に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の指定職職員等の欄に掲げる額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、現に支払った額とする。
- 9 市内における宿泊費及び宿泊手当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合に限り支給する。
- 10 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、一般職の職員の例による。
- 11 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、一般職の職員の例による。
- 12 死亡手当は、外国旅行中の死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一般職の職員の例による。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第20号

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
見附市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和34年見附市条例第43  
号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

区分		鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)
内国 旅行	県内	普通運賃	2等運賃	実費	実費	実費	省令別表第3 に掲げる額
	県外	普通運賃	2等運賃ま たは1等運 賃	実費	実費		
外国旅行		最上級運賃	最上級運賃	実費	実費		
備考		1 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年 見附市条例第3号）別表中備考の規定は本表において準用する。					

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議第21号

見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年見附市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「55,000円」を「62,000円」に、「61,600円」を「63,000円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

区分		鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	日当 (1日につき)	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)
内国 旅行	市内	—	—	—	(1キロメートルにつき) 37円	2,000円	実費	省令別表第3に掲げる額
	県内	普通運賃	2等運賃	実費	実費	2,000円		
	県外	普通運賃	2等運賃また	実費	実費	2,000円		

			は1等運賃				
外国旅行	最上級運賃	最上級運賃	実費	実費	—		
備考	<p>1 見附市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年見附市条例第3号）の別表中、備考の規定は本表において準用する。</p> <p>2 日当は、日帰り旅行の場合に限り支給する。</p> <p>3 前2号の規定にかかわらず市内における費用弁償について支給しないもの、又は制限するものは、次の区分の定めるところによる。</p> <p>(1) 支給しない職員 学校薬剤師、露店市場運営委員会委員、統計調査員、予防接種従事医師、スポーツ推進委員、学校運営協議会委員</p> <p>(2) 制限する職員 日当のみを支給する職員 学校医及び学校歯科医、学校耳鼻科医、学校眼科医、保育園嘱託医及び保育園嘱託歯科医</p>						

（見附市実費弁償条例の一部改正）

第2条 見附市実費弁償条例（昭和32年見附市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

鉄道賃	船賃	その他の交通費	日当（日帰りの場合に限る。）	宿泊費	宿泊手当
実費	実費	1キロメートルにつき 37円	1日につき 2,000円	非常勤職員の例による。	非常勤職員の例による。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第22号

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する  
条例

見附市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年見附市条  
例第28号）の一部を次のように改正する。

第13条の表を次のように改める。

区分		鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	日当 (1日に つき)	宿泊費 (1夜に つき)	宿泊手当 (1夜につ き)
内国 旅行	県内	普通運賃	2等運賃	実費	実費	2,000円	実費	省令別表 第3に掲 げる額
	県外	普通運賃	2等運賃また は1等運賃	実費	実費	2,000円		
外国旅行		最上級運賃	最上級運賃	実費	実費	—		
備考		1 座席指定料金は、県外旅行の場合に限り支給する。 2 特別車両料金を徴する鉄道による旅行をする場合には、運賃、急行料 金、寝台料金及び座席指定料金のほか特別車両料金を支給する。 3 特別船室料金を徴する船舶による旅行をする場合には、運賃、寝台料 金及び座席指定料金のほか、特別船室料金を支給する。 4 前2号に規定する特別車両料金及び特別船室料金は、県外旅行の場合						

に限り支給する。

- 5 前3号に規定する特別車両料金及び特別船室料金は、当分の間、旅行命令権者の認めた場合以外は、これを支給しない。
- 6 航空賃は、旅行命令権者が公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により航空機の利用を認めた場合に限り支給する。
- 7 日当は、日帰り旅行の場合に限り支給する。
- 8 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。本表において「省令」という。）別表第2第1号の表又は第2号の表の区分の欄に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の指定職職員等の欄に掲げる額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、現に支払った額とする。
- 9 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、一般職の職員の例による。
- 10 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、一般職の職員の例による。
- 11 死亡手当は、外国旅行中の死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一般職の職員の例による。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議第23号

見附市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

見附市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

見附市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年見附市公布）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（目的）」を付し、同条中「以下」を「。以下」に、「第28条第3項」を「第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項」に、「基き」を「基づき、」に、「免職及び休職」を「、免職、休職及び降給」に改め、「手続」の次に「及び効果並びに失職の例外」を加える。

第5条の前に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（失職の例外）

第8条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

第4条を第7条とする。

第3条の前に見出しとして「(休職の効果)」を付し、同条を第6条とする。

第2条に見出しとして「(降任、免職、休職及び降給の手続)」を付し、同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

ア 職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき

(ア及びイに掲げる場合を除く。)

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



## 議第24号

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

見附市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年見附市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議第25号

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

見附市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
見附市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）  
の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子  
保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査を  
いう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、  
「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞ  
れ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談  
所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健  
康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断、定期の健康診断又は臨時

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第26号

見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年見附市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議第27号

見附市立へき地保育所設置条例を廃止する条例の制定について

見附市立へき地保育所設置条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市立へき地保育所設置条例を廃止する条例

見附市立へき地保育所設置条例（昭和49年見附市条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



## 議第28号

見附市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

見附市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市火災予防条例の一部を改正する条例

見附市火災予防条例（昭和37年見附市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒型であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議第29号

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

見附市国民健康保険税条例（昭和34年見附市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- （4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（新潟県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第3条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第4条第1項中「100分の7.10」を「100分の6.10」に改める。

第6条の2第1号中「1万6,300円」を「1万4,800円」に改め、同条第2号中「8,150円」を「7,400円」に改め、同条第3号中「1万2,225円」を「1万1,100円」に改める。

第10条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第10条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第10条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,400円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第10条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第24条第1項中「並びに同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からカに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号イ(ア)中「1万1,410円」を「1万360円」に改め、同号イ(イ)中「5,705円」を「5,180円」に改め、同号イ(ウ)中「8,557円」を「7,770円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 980円

第24条第1項第2号イ(ア)中「8,150円」を「7,400円」に改め、同号イ(イ)中「4,075円」を「3,700円」に改め、同号イ(ウ)中「6,112円」を「5,550円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被

被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 700円

第24条第1項第3号イ（ア）中「3,260円」を「2,960円」に改め、  
同号イ（イ）中「1,630円」を「1,480円」に改め、同号イ（ウ）中  
「2,445円」を「2,220円」に改め、同号に次のように加える。

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被  
被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 280円

第24条第2項に次の1号を加える。

（3） 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保  
被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につ  
いて次に定める額

ア 前項第1号カに規定する金額を減額した世帯 210円

イ 前項第2号カに規定する金額を減額した世帯 350円

ウ 前項第3号カに規定する金額を減額した世帯 560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 700円

第24条第3項に次の2号を加える。

（7） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の  
所得割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した  
所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当  
該年度に属する月数を乗じて得た額

（8） 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の  
被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の3の規定により  
算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした  
場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、  
当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて  
得た額

附則第4項、第5項及び第7項から第10項までの規定中「第9条」の次に  
「、第10条の2及び」を加える。

附則第11項及び第12項中「第9条」の次に「、第10条の2」を加える。

附則第13項及び第14項中「第9条」の次に「、第10条の2及び」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の見附市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議第30号

見附市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

見附市企業設置奨励条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市企業設置奨励条例の一部を改正する条例

見附市企業設置奨励条例（平成13年見附市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「2,500万円」を「5,000万円」に改め、同条第2号中「2,500万円」を「5,000万円」に、「超え、かつ増加する常用従業員数が5人以上の」を「超える」に改める。

別表第1備考中「平成19年総務省告示第618号」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの」に改める。

別表第2交付要件の欄中「、増設にあつては5人以上」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の見附市企業設置奨励条例の規定は、この条例の施行の日以後に奨励企業として指定を受ける奨励措置について適用し、同日前までに決定を受けた奨励措置（同日前までに奨励企業として指定を受け、決定に至る前の奨励措置を含む。）については、なお従前の例による。



## 議第31号

見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定するものとする。

令和8年3月3日

見附市長 稲田 亮

見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例  
見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成16年見附市条例第10  
号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第19条」を「前条」に改める。

別表第1中「39円」を「42円」に、「24円」を「26円」に、「10円」  
を「11円」に、「43円」を「47円」に、「900円」を「990円」に、  
「600円」を「660円」に、「300円」を「330円」に、「100円」を  
「110円」に改める。

別表第2中「110円」を「120円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に徴収す  
る処理手数料について適用し、同日前に徴収する処理手数料は、なお従前の例に  
よる。



## 議第32号

### 見附市給水条例の一部を改正する条例の制定について

見附市給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

### 見附市給水条例の一部を改正する条例

見附市給水条例（平成10年見附市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第27条の表中「1, 150円」を「1, 270円」に、「120円」を「135円」に、「105円」を「120円」に、「95円」を「110円」に、「90円」を「105円」に、「2, 070円」を「2, 300円」に、「3, 220円」を「3, 580円」に、「8, 280円」を「9, 220円」に、「12, 650円」を「14, 090円」に、「28, 750円」を「32, 020円」に、「51, 750円」を「57, 640円」に、「115, 000円」を「128, 110円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行し、改正後の見附市給水条例の規定は、令和8年6月検針分の料金から適用する。



議第33号

見附市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

見附市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

見附市下水道条例の一部を改正する条例

見附市下水道条例（昭和56年見附市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第25条の表中「1,600円」を「1,700円」に、「160円」を「170円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行し、改正後の見附市下水道条例の規定は、令和8年6月検針分の使用料から適用する。



議第 3 4 号

令和 7 年度 見附市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 7 年度見附市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 5 6 0, 0 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18	繰入金	2,015,975	9,000	2,024,975
	2 基金繰入金	1,884,801	9,000	1,893,801
	歳 入 合 計	22,551,000	9,000	22,560,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6	農林水産業費	474,964	9,000	483,964
	1 農業費	457,198	9,000	466,198
	歳 出 合 計	22,551,000	9,000	22,560,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	2,015,975	9,000	2,024,975
歳入合計	22,551,000	9,000	22,560,000

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費	474,964	9,000	483,964
歳 出 合 計	22,551,000	9,000	22,560,000



## 2 歳 入

(款) 18 繰入金  
(項) 2 基金繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		繰入金	2,015,975	9,000	2,024,975
	2	基金繰入金	1,884,801	9,000	1,893,801
	1	財政調整基金繰入金	1,013,629	9,000	1,022,629

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	9,000	1 財政調整基金繰入金	9,000

1 8 款 繰入金

### 3 歳 出

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		農林水産業費	474,964	9,000	483,964		9,000
	1	農業費	457,198	9,000	466,198		9,000
	3	農業振興費	80,012	9,000	89,012		9,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10 需用費	1,500	1 道の駅管理費	9,000
		修繕料	1,500
14 工事請負費	7,500	施設修繕料	1,500
		工事請負費	7,500
		施設整備工事費	7,500

6 款 農林水産業費



議第 35 号

令和 7 年度 見附市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 7 年度見附市の一般会計補正予算（第 11 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 319,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,879,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10	地方交付税	5,013,424	252,631	5,266,055
	1 地方交付税	5,013,424	252,631	5,266,055
12	分担金及び負担金	92,453	△2,220	90,233
	1 負担金	92,453	△2,220	90,233
14	国庫支出金	4,151,956	336,369	4,488,325
	1 国庫負担金	2,094,876	80,451	2,175,327
	2 国庫補助金	2,046,558	255,918	2,302,476
15	県支出金	1,600,629	6,391	1,607,020
	1 県負担金	873,850	8,109	881,959
	2 県補助金	372,741	△3,216	369,525
	3 委託金	352,538	1,498	354,036
16	財産収入	65,739	1,175	66,914
	1 財産運用収入	65,586	1,175	66,761
17	寄附金	1,011,003	△147,122	863,881
	1 寄附金	1,011,003	△147,122	863,881
18	繰入金	2,024,975	△289,218	1,735,757
	2 基金繰入金	1,893,801	△289,218	1,604,583
20	諸収入	208,432	△18,906	189,526
	2 市預金利子	500	1,194	1,694
	3 貸付金元利収入	50,320	△20,100	30,220
21	市債	1,496,400	179,900	1,676,300
	1 市債	1,496,400	179,900	1,676,300
	歳 入 合 計	22,560,000	319,000	22,879,000

# 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	4,642,011	△289,617	4,352,394
	1 総務管理費	4,185,789	△279,961	3,905,828
	2 徴税費	205,954	△3,190	202,764
	3 戸籍住民基本台帳費	116,092	△7,964	108,128
	5 統計調査費	24,320	1,498	25,818
3	民生費	7,262,077	24,320	7,286,397
	1 社会福祉費	3,531,899	△15,997	3,515,902
	2 児童福祉費	3,458,722	34,624	3,493,346
	3 生活保護費	271,456	693	272,149
	4 民生費災害救助支援費	0	5,000	5,000
4	衛生費	1,744,483	26,007	1,770,490
	1 保健衛生費	1,099,064	26,007	1,125,071
	2 清掃費	645,419	0	645,419
6	農林水産業費	483,964	△18,599	465,365
	1 農業費	466,198	△18,623	447,575
	2 林業費	17,766	24	17,790
7	商工費	255,124	△27,463	227,661
	1 商工費	255,124	△27,463	227,661
8	土木費	2,154,698	△24,314	2,130,384
	2 道路橋りょう費	1,004,650	△27,200	977,450
	3 都市計画費	1,032,387	2,886	1,035,273
9	消防費	804,448	13,428	817,876
	1 消防費	804,448	13,428	817,876
10	教育費	3,093,104	615,238	3,708,342
	1 教育総務費	354,966	1,009	355,975
	2 小学校費	1,434,570	468,475	1,903,045
	3 中学校費	295,148	130,905	426,053
	4 特別支援学校費	29,524	10,995	40,519
	5 社会教育費	518,921	384	519,305
	6 保健体育費	459,975	3,470	463,445
	歳 出 合 計	22,560,000	319,000	22,879,000

第 2 表 継 続 費 補 正

変更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	期間	年割額	総額	期間	年割額
10 教育費	2 小学校 費	名木野小学校 長寿命化改良 事業	千円	令和 6 年度	千円	千円	令和 6 年度	千円
			1,938,350		865,000			1,680,097
				令和 7 年度	1,073,350		令和 7 年度	815,097

第 3 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域交通体系整備事業	千円 18,000
		みつけ暮らし応援事業（物価高騰）	417,000
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉施設等整備費補助金	7,678
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持費	18,500
		道路改良事業	11,500
		学校町大平線整備事業	15,900
		今町田井線（第2工区）整備事業	7,500
		今町1号線整備事業	3,279
		太田1号線整備事業	11,200
		本所千刈線整備事業	2,000
		十二ノ木線ほか整備事業	8,500
		交通安全施設費	10,700
		除雪費	25,000
		橋りょう維持費	12,727
		4 住宅費	住宅取得助成事業
9 消防費	1 消防費	消防総務事業	233
		消防施設整備事業	186,986
		防災費	21,500
10 教育費	2 小学校費	小学校施設管理費	737,620
	3 中学校費	中学校施設管理費	139,944
合 計			1,664,467

## 第4表 地方債補正

### 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
防災対策自動車整備事業	千円 5,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び新潟県資金については、その融通条件により、銀行その他の資金についてはその融通条件又は協定による。ただし、財政等の都合により繰上償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債への借換えができるものとする。その他事業の進捗状況等により前借りを行うことができるものとする。

### 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の方法
し尿処理施設整備事業	千円 4,100	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金融機構資金及び新潟県資金については、その融通条件により、銀行その他の資金についてはその融通条件又は協定による。ただし、財政等の都合により繰上償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債への借換えができるものとする。その他事業の進捗状況等により前借りを行うことができるものとする。	千円 4,200	変更 なし	変更 なし	変更 なし
学校施設整備事業	738,700				1,048,700			
体育施設整備事業	17,600				20,300			







## 2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	5,013,424	252,631	5,266,055
	1	地方交付税	5,013,424	252,631	5,266,055
	1	地方交付税	5,013,424	252,631	5,266,055
12		分担金及び負担金	92,453	△ 2,220	90,233
	1	負担金	92,453	△ 2,220	90,233
	3	農林水産業費負担金	18,123	△ 2,220	15,903
14		国庫支出金	4,151,956	336,369	4,488,325
	1	国庫負担金	2,094,876	80,451	2,175,327
	1	民生費国庫負担金	2,094,226	80,451	2,174,677
	2	国庫補助金	2,046,558	255,918	2,302,476
	1	総務費国庫補助金	930,227	△ 76,667	853,560
	2	民生費国庫補助金	312,625	△ 610	312,015
	4	土木費国庫補助金	227,768	△ 13,961	213,807
	6	教育費国庫補助金	412,701	353,462	766,163
	7	農林水産業費国庫補助金	116,001	△ 6,306	109,695
15		県支出金	1,600,629	6,391	1,607,020
	1	県負担金	873,850	8,109	881,959

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	252,631	1 普通交付税	252,631
1 農業費負担金	△ 2,220	1 基幹水利施設管理事業負担金	△ 2,220
1 社会福祉費負担金	1,000	1 障害者医療費国庫負担金	1,000
3 児童福祉費負担金	130,617	1 子どものための教育・保育給付費負担金	130,617
4 児童手当費負担金	△ 51,166	1 被用者3歳未満手当負担金 2 非被用者3歳未満手当負担金 3 3歳以上手当負担金	△ 28,815 △ 8,151 △ 14,200
1 総務管理費補助金	△ 81,667	1 デジタル基盤改革支援補助金	△ 81,667
5 地域未来交付金	5,000	1 地域防災緊急整備型	5,000
1 社会福祉費補助金	346	1 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	346
2 児童福祉費補助金	△ 956	1 子ども・子育て支援交付金 2 子育てのための施設等利用給付交付金 3 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金	216 228 △ 1,400
1 道路橋りょう費補助金	△ 13,961	1 社会資本整備総合交付金 2 道路メンテナンス事業補助金	△ 18,960 4,999
1 教育総務費補助金	△ 13,957	1 情報機器整備費補助金	△ 13,957
2 小中学校費補助金	367,419	1 学校施設環境改善交付金	367,419
1 農林水産業費補助金	△ 6,306	1 基幹水利施設管理事業補助金 2 多面的機能支払交付金	△ 590 △ 5,716

10款 地方交付税 12款 分担金及び負担金 14款 国庫支出金 15款 県支出金

(款) 15 県支出金  
(項) 1 県負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 民生費県負担金	873,395	4,359	877,754
	4 災害弔慰金県負担金	0	3,750	3,750
2	県補助金	372,741	△ 3,216	369,525
	1 総務費県補助金	23,300	△ 5,301	17,999
	2 民生費県補助金	216,904	586	217,490
	5 農林水産業費県補助金	78,400	1,499	79,899
3	委託金	352,538	1,498	354,036
	1 総務費委託金	126,015	1,498	127,513
16	財産収入	65,739	1,175	66,914
	1 財産運用収入	65,586	1,175	66,761
	2 利子及び配当金	15,643	△ 4,406	11,237
	3 基金運用収入	5,090	5,581	10,671

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会福祉費負担金	500	1 障害者医療費県費負担金	500
3 児童福祉費負担金	6,514	1 子どものための教育・保育給付費負担金	6,514
4 児童手当費負担金	△ 2,655	1 非被用者3歳未満手当負担金 2 3歳以上手当負担金	△ 627 △ 2,028
1 災害弔慰金県負担金	3,750	1 災害弔慰金負担金	3,750
1 総務管理費補助金	△ 5,301	1 移住支援事業補助金 2 地域少子化対策重点推進補助金 3 結婚新生活支援事業連携推進補助金	△ 7,536 1,788 447
3 児童福祉費補助金	586	1 子ども・子育て支援交付金 2 子育てのための施設等利用給付交付金 3 施設型給付費地方単独費用補助金(過年度分)	216 114 256
1 農業費補助金	1,499	1 基幹水利施設管理事業補助金 2 多面的機能支払交付金 3 新潟県みどり計画実践加速化支援事業補助金	△ 590 △ 2,858 4,947
5 統計調査費委託金	1,498	1 国勢調査交付金	1,498
1 利子及び配当金	△ 4,406	1 株式配当収入	△ 4,406
1 職員退職手当基金収入	1	1 預金等利子収入	1
2 財政調整基金収入	1,405	1 預金等利子収入	1,405
3 減債基金収入	2,605	1 預金等利子収入	2,605
6 芸術文化振興基金収入	6	1 預金等利子収入	6
8 総合保健福祉施設等整備基金収入	7	1 預金等利子収入	7
10 公園等整備基金収入	8	1 預金等利子収入	8
12 教育施設建設基金収入	266	1 預金等利子収入	266

15款 県支出金 16款 財産収入

(款) 16 財産収入  
(項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		寄附金	1,011,003	△ 147,122	863,881
	1	寄附金	1,011,003	△ 147,122	863,881
		1 一般寄附金	1,002,001	△ 150,000	852,001
		3 土木費寄附金	9,000	2,878	11,878
18		繰入金	2,024,975	△ 289,218	1,735,757
	2	基金繰入金	1,893,801	△ 289,218	1,604,583
		1 財政調整基金繰入金	1,022,629	△ 289,218	733,411
20		諸収入	208,432	△ 18,906	189,526
	2	市預金利子	500	1,194	1,694
		1 市預金利子	500	1,194	1,694
	3	貸付金元利収入	50,320	△ 20,100	30,220
		3 商工費貸付金元利収入	44,800	△ 20,100	24,700
21		市債	1,496,400	179,900	1,676,300
	1	市債	1,496,400	179,900	1,676,300
		1 総務債	44,700	△ 22,000	22,700
		3 衛生債	105,500	△ 15,700	89,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 奨学金基金収入	6	1 預金等利子収入	6
15 ふるさと応援基金収入	1,041	1 預金等利子収入	1,041
16 森林環境整備基金収入	24	1 預金等利子収入	24
71 土地開発基金収入	212	1 預金等利子収入	212
1 一般寄附金	△ 150,000	1 一般寄附金（ふるさと納税分）	△ 150,000
1 土木費寄附金	2,878	1 土木費寄附金	2,878
1 財政調整基金繰入金	△ 289,218	1 財政調整基金繰入金	△ 289,218
1 預金利子収入	1,194	1 預金利子収入	1,194
1 地方産業育成資金貸付金元利収入	△ 3,000	1 地方産業育成資金貸付金	△ 3,000
2 不況対策緊急融資貸付金元利収入	△ 12,100	1 不況対策緊急融資貸付金	△ 12,100
7 工場建設資金貸付金元利収入	△ 5,000	1 工場建設資金貸付金	△ 5,000
1 総務管理債	△ 22,000	1 一般事業債（総務課） 2 一般補助施設整備等事業債（まちづくり課） 3 公共施設等適正管理推進事業債（まちづくり課） 4 公共事業等債（まちづくり課）	△ 14,500 7,300 △ 6,000 △ 8,800
1 保健衛生債	△ 1,000	1 一般事業債（市民税務課） 2 公共施設等適正管理推進事業債（健康福祉課）	△ 100 △ 900

1 6 款 財産収入 1 7 款 寄附金 1 8 款 繰入金 2 0 款 諸収入 2 1 款 市債

(款) 21 市債  
(項) 1 市債

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
5	農林水産業債	30,400	△ 2,800	27,600
6	商工債	4,300	△ 4,300	0
7	土木債	150,000	△ 21,000	129,000
8	消防債	208,000	△ 6,300	201,700
9	教育債	765,100	252,000	1,017,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 清掃債	△ 14,700	1 一般廃棄物処理事業債（都市環境課） 2 公共施設等適正管理推進事業債（都市環境課）	74,100 △ 88,800
1 農業債	△ 2,800	1 公共事業等債（農林創生課） 2 一般事業債（農林創生課）	△ 2,400 △ 400
1 商工債	△ 4,300	1 公共施設等適正管理推進事業債（地域経済課）	△ 4,300
1 道路橋りょう債	△ 15,500	1 公共事業等債（建設課） 2 公共施設等適正管理推進事業債（建設課） 3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（建設課） 4 緊急自然災害防止対策事業債（建設課）	△ 54,400 △ 11,100 36,400 13,600
2 都市計画債	△ 5,500	1 こども・子育て支援事業債（建設課）	△ 5,500
1 消防債	△ 6,300	1 防災対策事業債（企画調整課） 2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（企画調整課） 3 緊急防災・減災事業債（消防本部） 4 緊急防災・減災事業債（企画調整課） 5 防災対策事業債（消防本部）	4,600 5,000 △ 11,800 △ 6,000 1,900
1 小学校債	163,800	1 学校教育施設等整備事業債（教育総務課） 2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（教育総務課）	△ 30,800 194,600
2 中学校債	93,400	1 学校教育施設等整備事業債（教育総務課）	93,400
3 社会教育債	△ 2,600	1 公共施設等適正管理推進事業債（まちづくり課）	△ 2,600
4 保健体育債	△ 2,600	1 脱炭素化推進事業債（まちづくり課） 2 公共施設等適正管理推進事業債（まちづくり課）	△ 5,300 2,700

21款 市債

### 3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総務費	4,642,011	△ 289,617	4,352,394	△ 100,912	△ 188,705
	1	総務管理費	4,185,789	△ 279,961	3,905,828	△ 93,236	△ 186,725
	1	一般管理費	691,080	1	691,081	その他 1	
	3	財政会計管理費	1,118,306	△ 112,595	1,005,711	その他 5,051	△ 117,646
	4	財産管理費	153,128		153,128	地方債 △ 13,100	13,100
	5	企画費	648,765	△ 95,059	553,706	県支出金 △ 5,301	△ 89,758
	7	情報管理費	344,204	△ 80,814	263,390	国庫支出金 △ 72,493 地方債 △ 1,400	△ 6,921
	11	市民活動推進費	108,431		108,431	地方債 △ 5,300	5,300
	12	文化振興費	36,397	6	36,403	その他 6	
	13	文化ホール費	72,876	8,500	81,376		9,200

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	1	1 職員退職手当基金 積立金	1 1
24 積立金	△ 112,595	1 財政調整基金 積立金 2 減債基金 積立金 3 ふるさと応援基金 積立金	1,405 1,405 34,959 34,959 △ 148,959 △ 148,959
		財源更正	
7 報償費	△ 45,000	1 定住促進対策事業 補助金	△ 10,215 △ 10,215
11 役務費	△ 33,735	移住支援事業補助金	△ 10,215
12 委託料	△ 8,792	2 ふるさと見附応援寄附金事業 報償費	△ 87,527 △ 45,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 7,532	ふるさと納税お礼 通信運搬費 ふるさと納税申込みサイト使用料 運搬料 返礼品配送管理システム使用料 委託料 ふるさと納税事務委託料	△ 45,000 △ 33,735 △ 12,978 △ 19,612 △ 1,145 △ 8,792 △ 8,792
		3 結婚支援事業 補助金 結婚新生活支援補助金	2,683 2,683 2,683
12 委託料	△ 80,814	1 情報管理一般経費 委託料 システム開発委託料 システム運用等委託料	△ 80,814 △ 80,814 △ 73,103 △ 7,711
		財源更正	
24 積立金	6	1 芸術文化振興基金 積立金	6 6
12 委託料	8,500	1 文化ホール施設管理費 委託料	8,500 8,500

2 款 総務費

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
						地方債 △ 700	
2		徴税費	205,954	△ 3,190	202,764	△ 1,100	△ 2,090
	2	賦課徴収費	70,125	△ 3,190	66,935	国庫支出金 △ 1,100	△ 2,090
3		戸籍住民基本台帳費	116,092	△ 7,964	108,128	△ 8,074	110
	1	戸籍住民基本台帳費	116,092	△ 7,964	108,128	国庫支出金 △ 8,074	110
5		統計調査費	24,320	1,498	25,818	1,498	
	2	国勢調査費	16,989	1,498	18,487	県支出金 1,498	
3		民生費	7,262,077	24,320	7,286,397	88,536	△ 64,216
	1	社会福祉費	3,531,899	△ 15,997	3,515,902	1,500	△ 17,497
	1	社会福祉総務費	1,994,925	2,700	1,997,625	国庫支出金 1,000 県支出金 500	1,200
	2	老人福祉費	1,507,932	△ 18,697	1,489,235		△ 18,697
2		児童福祉費	3,458,722	34,624	3,493,346	82,940	△ 48,316

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		指定管理施設管理委託料	8,500
12 委託料	△ 3,190	1 賦課徴収事務費 委託料 地図情報システム保守業務委託料 固定資産税・都市計画税標準化納税通知書印刷封入封緘業務委託料	△ 3,190 △ 3,190 △ 1,100 △ 2,090
12 委託料	△ 7,964	1 戸籍情報電算処理事務費 委託料 戸籍システム・ソフト保守委託料	△ 7,964 △ 7,964 △ 7,964
10 需用費	1,498	1 国勢調査事業 消耗品費	1,498 1,498
18 負担金補助 及び交付金	700	1 障害者自立支援医療給付事業 扶助費 自立支援医療給付費	2,000 2,000 2,000
19 扶助費	2,000	2 福祉タクシー利用料金等助成事業 補助金 人工透析福祉デマンドタクシー補助金	700 700 700
18 負担金補助 及び交付金	△ 6,527	1 家族介護支援事業 扶助費 介護用品購入費助成	△ 4,000 △ 4,000 △ 4,000
19 扶助費	△ 6,000	2 老人保護措置費 扶助費 老人保護措置費	△ 2,000 △ 2,000 △ 2,000
27 繰出金	△ 6,170	3 介護保険事業特別会計繰出金 繰出金 4 後期高齢者医療制度事業 負担金 共通経費負担金	△ 6,170 △ 6,170 △ 6,527 △ 6,527 △ 6,527

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
		1	児童福祉総務費	480,043	650	480,693	国庫支出金 216 県支出金 216	218
		2	児童措置費	1,948,697	91,854	2,040,551	国庫支出金 130,845 県支出金 6,884	△ 45,875
		4	児童手当費	785,531	△ 56,480	729,051	国庫支出金 △ 51,166 県支出金 △ 2,655	△ 2,659
		7	物価高対応子育て応援 手当支給事業費	113,000	△ 1,400	111,600	国庫支出金 △ 1,400	
		3	生活保護費	271,456	693	272,149	346	347
		1	生活保護総務費	45,013	693	45,706	国庫支出金 346	347
		4	民生費災害救助支援費		5,000	5,000	3,750	1,250
		1	民生費災害救助支援費		5,000	5,000	県支出金 3,750	1,250
		4	衛生費	1,744,483	26,007	1,770,490	△ 15,693	41,700
		1	保健衛生費	1,099,064	26,007	1,125,071	△ 993	27,000
1			保健衛生総務費	522,268	80,007	602,275	その他 7	80,000
3		予防費	172,089	△ 54,000	118,089		△ 54,000	
6		斎場費	26,345		26,345		100	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	650	1 放課後児童健全育成事業 委託料 物価高騰対策に係る物品等購入委託料	650 650 650
18 負担金補助 及び交付金	91,854	1 認定こども園・小規模保育施設運営事業 負担金 認定こども園・小規模保育施設施設型給付費負担金  交付金 子育てのための施設等利用給付交付金	91,854 91,701 91,701 153 153
19 扶助費	△ 56,480	1 児童手当等交付事業 扶助費 被用者3歳未満手当 非被用者3歳未満手当 3歳以上手当	△ 56,480 △ 56,480 △ 28,815 △ 9,405 △ 18,260
18 負担金補助 及び交付金	△ 1,400	1 物価高対応子育て応援手当支給事業 交付金 物価高対応子育て応援手当	△ 1,400 △ 1,400 △ 1,400
12 委託料	693	1 生活保護総務一般経費 委託料 生活保護基幹システム改修委託料	693 693 693
18 負担金補助 及び交付金	5,000	1 令和7年度豪雪災害救助被災者支援事業 負担金 災害弔慰金	5,000 5,000 5,000
24 積立金	7	1 病院事業会計繰出金 繰出金	80,000 80,000
27 繰出金	80,000	2 総合保健福祉施設等整備基金 積立金	7 7
12 委託料	△ 54,000	1 感染症予防事業 委託料 予防接種委託料	△ 54,000 △ 54,000 △ 54,000
		財源更正	

3 款 民生費 4 款 衛生費

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
						地方債 △ 100	
	7	保健福祉センター管理費	30,392		30,392	地方債 △ 900	900
	2	清掃費	645,419		645,419	△ 14,700	14,700
	2	ごみ処理費	516,352		516,352	地方債 △ 14,800	14,800
	3	し尿処理費	32,251		32,251	地方債 100	△ 100
6		農林水産業費	483,964	△ 18,599	465,365	△ 9,803	△ 8,796
	1	農業費	466,198	△ 18,623	447,575	△ 9,827	△ 8,796
	3	農業振興費	89,012	4,947	93,959	県支出金 4,947 地方債 △ 400	400
	4	農地費	279,376	△ 23,570	255,806	国庫支出金 △ 6,306 県支出金 △ 3,448 地方債 △ 2,400 その他 △ 2,220	△ 9,196
	2	林業費	17,766	24	17,790	24	
	1	林業費	9,839	24	9,863		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		財源更正	
		財源更正	
		財源更正	
18 負担金補助 及び交付金	4,947	1 米政策改革推進事業 補助金 新潟県みどり計画実践加速化支援事業補助金	4,947 4,947 4,947
12 委託料	△ 3,400	1 農地費一般経費 補助金 福島江土地改良区補助金	△ 700 △ 700 △ 700
18 負担金補助 及び交付金	△ 20,170	2 基幹水利施設管理事業 委託料 施設管理業務委託料	△ 3,400 △ 3,400 △ 3,400
		3 県営かんがい排水整備事業 負担金 県営かんがい排水整備事業負担金	△ 5,200 △ 5,200 △ 5,200
		4 県営農村地域防災減災事業 負担金 県営農村地域防災減災事業負担金	△ 1,570 △ 1,570 △ 1,570
		5 その他農業生産基盤整備事業 負担金 水利施設管理強化事業負担金	△ 1,450 △ 1,450 △ 1,450
		6 日本型直接支払事業 補助金 多面的機能支払補助金	△ 11,250 △ 11,250 △ 11,250
24 積立金	24	1 森林環境整備基金 積立金	24 24

4 款 衛生費 6 款 農林水産業費

(款) 6 農林水産業費  
(項) 2 林業費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
						その他 24	
7		商工費	255,124	△ 27,463	227,661	△ 4,300	△ 23,163
	1	商工費	255,124	△ 27,463	227,661	△ 4,300	△ 23,163
	2	商工業振興費	102,668	△ 27,463	75,205	地方債 △ 4,300	△ 23,163
8		土木費	2,154,698	△ 24,314	2,130,384	△ 34,953	10,639
	2	道路橋りょう費	1,004,650	△ 27,200	977,450	△ 29,461	2,261
	2	道路維持費	255,303	△ 61,500	193,803	国庫支出金 △ 30,000 地方債 △ 26,600	△ 4,900
	3	道路新設改良費	16,493	1,300	17,793		1,300
	4	地方道事業費	100,731	14,000	114,731	国庫支出金 7,590 地方債 △ 1,000	7,410

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	△ 7,363	1 まちなか賑わい支援事業 補助金 まちなか賑わい事業補助金	△ 4,363 △ 4,363 △ 4,363
20 貸付金	△ 20,100	2 繊維産業振興事業 補助金 繊維産業振興事業補助金	△ 3,000 △ 3,000 △ 3,000
		3 制度融資事業 貸付金 地方産業育成資金貸付金 不況対策緊急融資貸付金 工場建設資金貸付金	△ 20,100 △ 20,100 △ 3,000 △ 12,100 △ 5,000
14 工事請負費	△ 61,500	1 道路維持費 工事請負費 道路修繕工事費	△ 61,500 △ 61,500 △ 61,500
11 役務費	1,300	1 道路改良事業 手数料 登記手数料	1,300 1,300 1,300
12 委託料	2,400	1 本所千刈線整備事業 土地購入費	2,000 2,000
14 工事請負費	4,500	用地買収費	2,000
16 公有財産購 入費	6,500	2 十二ノ木線ほか整備事業 工事請負費 道路改良工事費	4,500 4,500 4,500
21 補償補填及 び賠償金	600	3 今町田井線（第2工区）整備事業 委託料 物件調査委託料 土地購入費 用地買収費	6,300 1,800 1,800 4,500 4,500
		4 太田1号線整備事業 委託料 測量設計委託料 補償金 物件補償料	1,200 600 600 600 600

6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

(款) 8 土木費  
(項) 2 道路橋りょう費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
		5	交通安全施設費	50,033	4,000	54,033	国庫支出金 1,650 地方債 2,000	350
		6	道路除雪費	519,860	3,000	522,860	国庫支出金 1,800 地方債 6,100	△ 4,900
		7	橋りょう維持費	36,200	12,000	48,200	国庫支出金 4,999 地方債 4,000	3,001
	3		都市計画費	1,032,387	2,886	1,035,273	△ 5,492	8,378
		1	都市計画総務費	78,829	2,886	81,715	その他 8	2,878
		4	公園管理費	138,890		138,890	地方債 △ 5,500	5,500
	9		消防費	804,448	13,428	817,876	△ 1,300	14,728
1			消防費	804,448	13,428	817,876	△ 1,300	14,728
		3	消防施設費	201,805	3,428	205,233	地方債 △ 9,900	13,328
		5	防災費	27,461	10,000	37,461	国庫支出金 5,000 地方債 3,600	1,400
10		教育費	3,093,104	615,238	3,708,342	604,228	11,010	
	1		教育総務費	354,966	1,009	355,975	266	743
		2	事務局費	150,602	266	150,868	その他 266	
		3	教育指導費	189,711	743	190,454		743

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	4,000	1 交通安全施設費 工事請負費 安全施設設置工事費	4,000 4,000 4,000
14 工事請負費	2,000	1 除雪費 工事請負費	3,000 2,000
18 負担金補助 及び交付金	1,000	融雪施設更新工事費 補助金 地元融雪井戸整備工事補助金	2,000 1,000 1,000
12 委託料	10,000	1 橋りょう維持費 委託料	12,000 10,000
14 工事請負費	2,000	設計委託料 工事請負費 橋梁修繕工事費	10,000 2,000 2,000
24 積立金	2,886	1 公園等整備基金 積立金	2,886 2,886
		財源更正	
18 負担金補助 及び交付金	3,428	1 消防施設管理費 負担金 消火栓修繕負担金	3,428 3,428 3,428
17 備品購入費	10,000	1 防災費 備品費 備品	10,000 10,000 10,000
24 積立金	266	1 教育施設建設基金 積立金	266 266
12 委託料	743	1 教育指導経費 委託料 新潟県統合型校務支援システム構築業務委託料	743 743 743

8 款 土木費 9 款 消防費 10 款 教育費

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		小学校費	1,434,570	468,475	1,903,045	475,895	△ 7,420
	1	学校管理費	1,263,511	484,870	1,748,381	国庫支出金 321,017 地方債 163,800	53
	2	教育振興費	171,059	△ 16,395	154,664	国庫支出金 △ 8,922	△ 7,473
	3	中学校費	295,148	130,905	426,053	134,767	△ 3,862
		1 学校管理費	175,950	139,944	315,894	国庫支出金 46,402 地方債 93,400	142
		2 教育振興費	119,198	△ 9,039	110,159	国庫支出金 △ 5,035	△ 4,004
4	特別支援学校費	29,524	10,995	40,519		10,995	
	1 学校管理費	19,274	10,995	30,269		10,995	
5	社会教育費	518,921	384	519,305	△ 4,100	4,484	
	2 公民館費	177,837		177,837	地方債 △ 2,800	2,800	
	3 図書館費	74,917	384	75,301	地方債 △ 1,300	1,684	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	5,504	1 小学校施設管理費	484,870
14 工事請負費	479,366	委託料	5,504
		工事監理業務委託料	5,504
		工事請負費	479,366
		小学校校舎改修工事費	272,717
		空調設備設置工事	37,818
		施設整備工事費	168,831
17 備品購入費	△ 13,337	1 小学校就学援助費補助事業	△ 3,058
19 扶助費	△ 3,058	扶助費	△ 3,058
		要保護及び準要保護児童生徒援助費	△ 3,058
		2 小学校教育用コンピュータ設置事業	△ 13,337
		備品費	△ 13,337
		備品	△ 13,337
14 工事請負費	139,944	1 中学校施設管理費	139,944
		工事請負費	139,944
		空調設備設置工事	10,368
		施設整備工事費	129,576
17 備品購入費	△ 7,606	1 中学校就学援助費補助事業	△ 1,433
19 扶助費	△ 1,433	扶助費	△ 1,433
		要保護及び準要保護児童生徒援助費	△ 1,433
		2 中学校教育用コンピュータ設置事業	△ 7,606
		備品費	△ 7,606
		備品	△ 7,606
14 工事請負費	10,995	1 特別支援学校施設管理費	10,995
		工事請負費	10,995
		空調設備設置工事	10,995
		財源更正	
12 委託料	384	1 図書館施設管理費	384
		委託料	384
		指定管理施設管理委託料	384

10款 教育費

(款) 10 教育費  
 (項) 5 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	6	保健体育費	459,975	3,470	463,445	△ 2,600	6,070
	2	体育施設費	125,119	3,470	128,589	地方債 △ 2,600	6,070

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	7,131	1 体育施設総合管理費	7,131
		委託料	7,131
14 工事請負費	△ 3,661	指定管理施設管理委託料	7,131
		2 運動公園管理費	△ 3,661
		工事請負費	△ 3,661
		テニスコートナイター照明LED化改修工事費	△ 3,661

10款 教育費

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画							前々年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降支出予定額	継続費の総額に対する進捗率	
			年度	年割額		左 の 財 源 内 訳										一般財源
						特 定 財 源										
						国 支 出	県 金	地方債	その他							
10	2	名木野小学校 長 寿命化改良事業	6	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
補正前 の額	865,000			138,330	586,600	0	140,070	0	865,000	0	865,000	0	44.6%			
補正額	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0				
計	865,000		138,330	586,600	0	140,070	0	865,000	0	865,000	0	51.5%				
7	補正前 の額		1,073,350	303,711	665,400	0	104,239	0	1,073,350	1,073,350	1,073,350	0	55.4%			
	補正額		△258,253	△66,121	△164,700	0	△27,432	0	△258,253	△258,253	0					
	計		815,097	237,590	500,700	0	76,807	0	815,097	815,097	0	48.5%				
計	補正前 の額		1,938,350	442,041	1,252,000	0	244,309	0	865,000	1,073,350	1,938,350	0	100.0%			
	補正額		△258,253	△66,121	△164,700	0	△27,432	0	△258,253	△258,253	0					
	計		1,680,097	375,920	1,087,300	0	216,877	0	865,000	815,097	1,680,097	0	100.0%			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する補正調書

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み			当該年度末現在高見込額	
			当該年度起債見込額		当該年度中 元金償還見込額	補 正 前	補 正 後
			補 正 前	補 正 後			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	13,299,755	13,588,198	1,405,900	1,585,800	1,028,796	13,965,302	14,145,202
(1)総務	383,607	378,917	24,500	2,500	45,900	357,517	335,517
(2)民生	260,642	250,255	13,800	13,800	12,649	251,406	251,406
(3)衛生	7,002,279	6,935,628	105,500	89,800	249,365	6,791,763	6,776,063
(4)労働	14,425	13,575	1,100	1,100	1,221	13,454	13,454
(5)農林水産業	377,093	379,667	30,400	27,600	32,536	377,531	374,731
(6)商工	163,139	113,296	4,300	0	54,723	62,873	58,573
(7)土木	2,605,132	2,432,072	205,600	184,600	358,261	2,279,411	2,258,411
(8)消防	221,218	180,377	225,400	219,100	39,668	366,109	359,809
(9)教育	2,272,220	2,904,411	795,300	1,047,300	234,473	3,465,238	3,717,238
2. 災害復旧債	33,366	35,526	173,500	173,500	10,206	198,820	198,820
(1)補助災害	16,116	15,313	0	0	5,831	9,482	9,482
(2)単独災害	17,250	20,213	173,500	173,500	4,375	189,338	189,338
3. その他	5,863,909	5,246,301	0	0	612,806	4,633,495	4,633,495
(1)減税補てん債	14,410	6,936	0	0	4,924	2,012	2,012
(2)臨時財政対策債	5,498,386	4,953,645	0	0	542,487	4,411,158	4,411,158
(3)退職手当債	57,713	41,227	0	0	16,486	24,741	24,741
(4)減収補てん債	36,000	33,893	0	0	2,109	31,784	31,784
(5)行政改革推進債	257,400	210,600	0	0	46,800	163,800	163,800
合 計	19,197,030	18,870,025	1,579,400	1,759,300	1,651,808	18,797,617	18,977,517



議第36号

令和7年度 見附市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和7年度見附市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,501,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4	県支出金	2,550,021	270	2,550,291
	1 県補助金	2,550,011	270	2,550,281
5	財産収入	389	930	1,319
	1 財産運用収入	389	930	1,319
7	繰越金	17,000	110,000	127,000
	1 繰越金	17,000	110,000	127,000
歳 入 合 計		3,390,500	111,200	3,501,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	保険給付費	2,503,402	270	2,503,672
	1 療養諸費	2,145,400	270	2,145,670
5	基金積立金	389	110,930	111,319
	1 基金積立金	389	110,930	111,319
歳 出 合 計		3,390,500	111,200	3,501,700







## 2 歳 入

(款) 4 県支出金  
(項) 1 県補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		県支出金	2,550,021	270	2,550,291
	1	県補助金	2,550,011	270	2,550,281
		1	保険給付費等交付金	2,550,011	270
5		財産収入	389	930	1,319
	1	財産運用収入	389	930	1,319
		1	利子及び配当金	389	930
7		繰越金	17,000	110,000	127,000
	1	繰越金	17,000	110,000	127,000
		1	繰越金	17,000	110,000

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 普通交付金	270	1 普通交付金	270
1 基金運用収入	930	1 国民健康保険事業財政調整基金利子収入	930
1 繰越金	110,000	1 前年度繰越金	110,000

4 款 県支出金      5 款 財産収入      7 款 繰越金

### 3 歳 出

(款) 2 保険給付費  
(項) 1 療養諸費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		保険給付費	2,503,402	270	2,503,672	270	
	1	療養諸費	2,145,400	270	2,145,670	270	
		2	療養費	16,000	270	16,270	県支出金 270
5		基金積立金	389	110,930	111,319		110,930
	1	基金積立金	389	110,930	111,319		110,930
		1	国民健康保険事業財政調整基金積立金	389	110,930	111,319	

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	270	1 療養費 負担金 療養費保険者負担金	270 270 270
24 積立金	110,930	1 国民健康保険事業財政調整基金積立金 積立金	110,930 110,930

2 款 保険給付費      5 款 基金積立金



議第37号

令和7年度 見附市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和7年度見附市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ183,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,441,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月3日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	1,033,597	△43,717	989,880
	1 国庫負担金	741,319	△33,260	708,059
	2 国庫補助金	292,278	△10,457	281,821
4	支払基金交付金	1,171,052	△52,628	1,118,424
	1 支払基金交付金	1,171,052	△52,628	1,118,424
5	県支出金	637,005	△30,120	606,885
	1 県負担金	610,681	△30,180	580,501
	2 県補助金	26,324	60	26,384
6	財産収入	520	265	785
	1 財産運用収入	520	265	785
7	繰入金	725,386	△57,170	668,216
	1 一般会計繰入金	674,386	△6,170	668,216
	2 基金繰入金	51,000	△51,000	0
8	繰越金	125,138	187	125,325
	1 繰越金	125,138	187	125,325
9	諸収入	11,502	183	11,685
	2 雑入	11,452	183	11,635
	歳 入 合 計	4,624,900	△183,000	4,441,900

# 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2	保険給付費	4,160,400	△246,200	3,914,200
	1 介護サービス等諸費	3,759,110	△215,000	3,544,110
	2 介護予防サービス等諸費	161,130	7,400	168,530
	4 高額介護サービス等費	86,040	△8,000	78,040
	5 高額医療合算介護サービス等費	13,000	△1,000	12,000
	6 特定入所者介護サービス等費	138,020	△29,600	108,420
3	地域支援事業費	223,766	600	224,366
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	167,173	300	167,473
	3 包括的支援事業・任意事業費	25,205	300	25,505
4	基金積立金	520	62,600	63,120
	1 基金積立金	520	62,600	63,120
歳 出 合 計		4,624,900	△183,000	4,441,900



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,033,597	△43,717	989,880
4 支払基金交付金	1,171,052	△52,628	1,118,424
5 県支出金	637,005	△30,120	606,885
6 財産収入	520	265	785
7 繰入金	725,386	△57,170	668,216
8 繰越金	125,138	187	125,325
9 諸収入	11,502	183	11,685
歳入合計	4,624,900	△183,000	4,441,900





## 2 歳 入

(款) 3 国庫支出金  
(項) 1 国庫負担金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	1,033,597	△ 43,717	989,880
1	国庫負担金	741,319	△ 33,260	708,059
1	介護給付費負担金	741,319	△ 33,260	708,059
2	国庫補助金	292,278	△ 10,457	281,821
1	調整交付金	225,472	△ 10,580	214,892
2	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	45,052	72	45,124
3	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	8,345	51	8,396
4	支払基金交付金	1,171,052	△ 52,628	1,118,424
1	支払基金交付金	1,171,052	△ 52,628	1,118,424
1	介護給付費交付金	1,123,200	△ 52,704	1,070,496
2	地域支援事業支援交付金	47,852	76	47,928
5	県支出金	637,005	△ 30,120	606,885
1	県負担金	610,681	△ 30,180	580,501
1	介護給付費負担金	610,681	△ 30,180	580,501
2	県補助金	26,324	60	26,384
1	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	22,153	35	22,188
2	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	4,171	25	4,196
6	財産収入	520	265	785
1	財産運用収入	520	265	785
1	基金運用収入	520	265	785
7	繰入金	725,386	△ 57,170	668,216
1	一般会計繰入金	674,386	△ 6,170	668,216

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明
1	介護給付費負担金		△ 33,260	1 介護給付費負担金 △ 33,260
1	調整交付金		△ 10,580	1 調整交付金 △ 10,580
1	介護予防・日常生活支援総合事業交付金		72	1 介護予防・日常生活支援総合事業交付金 72
1	包括の支援事業・任意事業交付金		51	1 包括の支援事業・任意事業交付金 51
1	介護給付費交付金		△ 52,704	1 介護給付費交付金 △ 52,704
1	地域支援事業支援交付金		76	1 地域支援事業支援交付金 76
1	介護給付費負担金		△ 30,180	1 介護給付費負担金 △ 30,180
1	介護予防・日常生活支援総合事業交付金		35	1 介護予防・日常生活支援総合事業交付金 35
1	包括の支援事業・任意事業交付金		25	1 包括の支援事業・任意事業交付金 25
1	利子及び配当金		265	1 介護給付費準備基金利子 265

3 款 国庫支出金    4 款 支払基金交付金    5 款 県支出金    6 款 財産収入    7 款 繰入金

(款) 7 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	1	介護給付費繰入金	520,000	△ 24,400	495,600
	2	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	22,217	18,200	40,417
	3	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外)	4,171	30	4,201
	2	基金繰入金	51,000	△ 51,000	0
	1	介護給付費準備基金繰入金	51,000	△ 51,000	0
8		繰越金	125,138	187	125,325
	1	繰越金	125,138	187	125,325
	1	繰越金	125,138	187	125,325
9		諸収入	11,502	183	11,685
	2	雑入	11,452	183	11,635
	3	雑入	11,102	183	11,285

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 介護給付費繰入金	△ 24,400	1 介護給付費繰入金	△ 24,400
1 介護予防・日常生活支援総合事業繰入金	18,200	1 介護予防・日常生活支援事業繰入金	18,200
1 包括的支援事業・任意事業繰入金	30	1 包括的支援事業・任意事業繰入金	30
1 介護給付費準備基金繰入金	△ 51,000	1 介護給付費準備基金繰入金	△ 51,000
1 繰越金	187	1 繰越金	187
1 雑入	183	1 いきいき貯筋教室事業参加者負担金 2 配食サービス事業利用者負担金	16 167

7款 繰入金      8款 繰越金      9款 諸収入

### 3 歳 出

(款) 2 保険給付費  
(項) 1 介護サービス等諸費

2	1	款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		保険給付費	4,160,400	△ 246,200	3,914,200	△ 202,124	△ 44,076
	1	介護サービス等諸費	3,759,110	△ 215,000	3,544,110	△ 177,969	△ 37,031
	1	1 居宅介護サービス給付費	1,215,660	△ 73,000	1,142,660	国庫支出金 △ 5,743 県支出金 △ 2,600 その他 △ 59,690	△ 4,967
	3	3 地域密着型介護サービス給付費	853,000	△ 32,000	821,000	国庫支出金 △ 8,134 県支出金 △ 4,000 その他 △ 12,640	△ 7,226
	5	5 施設介護サービス給付費	1,530,000	△ 100,000	1,430,000	国庫支出金 △ 20,420 県支出金 △ 17,500 その他 △ 39,500	△ 22,580
	9	9 居宅介護サービス計画給付費	150,000	△ 10,000	140,000	国庫支出金 △ 2,542 県支出金 △ 1,250 その他 △ 3,950	△ 2,258
	2	介護予防サービス等諸費	161,130	7,400	168,530	5,730	1,670
	1	1 介護予防サービス給付費	113,400	8,400	121,800	国庫支出金 1,866 県支出金 1,320 その他 3,318	1,896
	7	7 介護予防サービス計画給付費	30,200	△ 1,000	29,200	国庫支出金 △ 254 県支出金 △ 125 その他 △ 395	△ 226
	4	4 高額介護サービス等費	86,040	△ 8,000	78,040	△ 6,194	△ 1,806

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	△ 73,000	1 居宅介護サービス給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 73,000 △ 73,000 △ 73,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 32,000	1 地域密着型介護サービス給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 32,000 △ 32,000 △ 32,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 100,000	1 施設介護サービス給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 100,000 △ 100,000 △ 100,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 10,000	1 居宅介護サービス計画給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 10,000 △ 10,000 △ 10,000
18 負担金補助 及び交付金	8,400	1 介護予防サービス給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	8,400 8,400 8,400
18 負担金補助 及び交付金	△ 1,000	1 介護予防サービス計画給付費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 1,000 △ 1,000 △ 1,000

2 款 保険給付費

(款) 2 保険給付費  
(項) 4 高額介護サービス等費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	1	高額介護サービス費	85,800	△ 8,000	77,800	国庫支出金 △ 2,034 県支出金 △ 1,000 その他 △ 3,160	△ 1,806
	5	高額医療合算介護サービス等費	13,000	△ 1,000	12,000	△ 774	△ 226
	1	高額医療合算介護サービス費	12,800	△ 1,000	11,800	国庫支出金 △ 254 県支出金 △ 125 その他 △ 395	△ 226
	6	特定入所者介護サービス等費	138,020	△ 29,600	108,420	△ 22,917	△ 6,683
	1	特定入所者介護サービス費	136,800	△ 29,000	107,800	国庫支出金 △ 6,172 県支出金 △ 4,825 その他 △ 11,455	△ 6,548
	3	特定入所者介護予防サービス費	1,200	△ 600	600	国庫支出金 △ 153 県支出金 △ 75 その他 △ 237	△ 135
3		地域支援事業費	223,766	600	224,366	502	98
	1	介護予防・生活支援サービス事業費	167,173	300	167,473	234	66
	1	介護予防・生活支援サービス事業費	152,945	300	153,245	国庫支出金 72 県支出金 35 その他 127	66
	3	包括的支援事業・任意事業費	25,205	300	25,505	268	32
	1	任意事業費	12,676	300	12,976		32

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	△ 8,000	1 高額介護サービス費 負担金 高額介護サービス費負担金	△ 8,000 △ 8,000 △ 8,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 1,000	1 高額医療合算介護サービス費 負担金 高額医療合算介護サービス費負担金	△ 1,000 △ 1,000 △ 1,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 29,000	1 特定入所者介護サービス費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 29,000 △ 29,000 △ 29,000
18 負担金補助 及び交付金	△ 600	1 特定入所者介護予防サービス費保険者負担費 負担金 介護給付費負担金	△ 600 △ 600 △ 600
12 委託料	300	1 いきいき貯筋教室事業費 委託料 いきいき貯筋教室事業委託料	300 300 300
12 委託料	300	1 配食サービス事業費 委託料	300 300

2 款 保険給付費 3 款 地域支援事業費

(款) 3 地域支援事業費  
 (項) 3 包括的支援事業・任意事業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
						国庫支出金 51	
						県支出金 25	
						その他 192	
4		基金積立金	520	62,600	63,120	18,165	44,435
	1	基金積立金	520	62,600	63,120	18,165	44,435
		1 介護給付費準備基金積立金	520	62,600	63,120	その他 18,165	44,435

(介護保険事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
		配食サービス事業委託料	300
24 積立金	62,600	1 介護給付費準備基金積立金 積立金	62,600 62,600

3 款 地域支援事業費      4 款 基金積立金



議第38号

令和7年度 見附市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度見附市の見附市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和8年3月3日提出

新潟県見附市長 稲田 亮

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 事業費	宅地分譲事業	千円 3,100
合 計			3,100

議第39号

令和7年度 見附市水道事業会計補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和7年度見附市水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度見附市水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額511,100千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額547,100千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,908千円、当年度分損益勘定留保資金394,502千円及び減債積立金65,690千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額55,817千円、当年度分損益勘定留保資金410,357千円、減債積立金65,690千円及び建設改良積立金15,236千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資本的収入	448,000千円	18,000千円	466,000千円
第3項 補助金	0千円	18,000千円	18,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	959,100千円	54,000千円	1,013,100千円
第1項 建設改良費	706,856千円	54,000千円	760,856千円

令和8年3月3日提出

新潟県見附市長 稲 田 亮

令和7年度 見附市水道事業会計補正予算実施計画

資本の収入及び支出

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 資本的収入		448,000	18,000	466,000
3 補助金		0	18,000	18,000
	1 国庫補助金	0	18,000	18,000

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 資本的支出		959,100	54,000	1,013,100
1 建設改良費		706,856	54,000	760,856
	2 配水施設費	501,670	54,000	555,670

(単位 千円)

節	金額	説明
1 国庫補助金	18,000	社会資本整備総合交付金

(単位 千円)

節	金額	説明
1 配水施設費	54,000	配水管布設替等改良工事

令和7年度 見附市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

千円

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 58,702
	減価償却費	646,082
	固定資産除却費	13,495
	引当金の増減額 (△は減少)	17,266
	長期前受金戻入額	△ 249,320
	受取利息及び受取配当金	△ 3,681
	支払利息	71,501
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 6,082
	未払金の増減額 (△は減少)	19,461
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	858
	小 計	450,878
	利息及び配当金の受取額	3,681
	利息の支払額	△ 71,501
	業務活動によるキャッシュ・フロー	383,058
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 228,382
	国庫補助金等による収入	18,000
	他会計等からの負担金による収入	64,656
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 145,726
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	399,300
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 252,244
	財務活動によるキャッシュ・フロー	147,056
	資金増加額又は減少額	384,388
	資金期首残高	3,607,695
	資金期末残高	3,992,083

議第40号

令和7年度 見附市病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度見附市病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度見附市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）		（計）
	収		入		
第1款 病院事業収益	2,464,000 千円		110,000 千円		2,574,000 千円
第1項 医業収益	2,060,220 千円		1,038 千円		2,061,258 千円
第2項 医業外収益	403,680 千円		108,962 千円		512,642 千円
			支	出	
第1款 病院事業費用	2,668,400 千円		6,800 千円		2,675,200 千円
第1項 医業費用	2,639,925 千円		6,800 千円		2,646,725 千円

（資本的収入の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額104,900千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12,800千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,170千円で補てんし、」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,781千円」に改め、「不足する額68,730千円は、退職給付引当金をもって補てんするものとする。なお、退職給与引当金をもって補てんする額は、後年度に留保する。」を「及び過年度分損益勘定留保資金11,019千円をもって補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）		（計）
	収		入		
第1款 資本的収入	58,500 千円		92,100 千円		150,600 千円
第1項 企業債	20,000 千円		9,700 千円		29,700 千円
第2項 負担金	38,500 千円		2,900 千円		41,400 千円
第3項 補助金	0 千円		79,500 千円		79,500 千円

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
建物照明LED化賃貸借契約	令和7年度から 令和15年度まで	千円 41,300

(企業債の補正)

第5条 予算第5条を次のように改める。

補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の 方法
器械備品整備事業	20,000	普通貸借 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行 った後にお いては、当 該見直し 後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の資金については、その融通条件又は協定による。ただし、企業財政等の都合により繰上償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債への借換えができるものとする。	16,600	変更なし	変更なし	変更なし

追加

起債の目的	限度額 (千円)	起債の 方法	利 率	償還の方法
空調設備更新事業	13,100	普通貸借 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の資金については、その融通条件又は協定による。ただし、企業財政等の都合により繰上償還し、又は償還年限を短縮し、若しくは低利債への借換えができるものとする。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中、「29,100千円」を「79,500千円」に改める。

令和8年3月3日提出

新潟県見附市長 稲田 亮



令和7年度 見附市病院事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 病院事業収益		2,464,000	110,000	2,574,000
1 医業収益		2,060,220	1,038	2,061,258
	3 その他医業収益	640,296	1,038	641,334
2 医業外収益		403,680	108,962	512,642
	1 補助金	30,929	3,800	34,729
	2 負担金交付金	260,706	25,662	286,368
	4 長期前受金戻入	98,132	79,500	177,632

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 病院事業費用		2,668,400	6,800	2,675,200
	4 減価償却費	188,992	6,800	195,792

資本的収入及び支出

収 入

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
① 資本的収入		58,500	92,100	150,600
1 企業債		20,000	9,700	29,700
	1 企業債	20,000	9,700	29,700
2 負担金		38,500	2,900	41,400
	1 負担金	38,500	2,900	41,400
3 補助金		0	79,500	79,500
	1 補助金	0	79,500	79,500

(単位 千円)

節	金額	説明
5 他 会 計 負 担 金	1,038	救急医療の確保に要する経費負担分
1 他 会 計 補 助 金	△ 29,100	一般会計補助金
2 国 県 補 助 金	32,900	賃上げ・物価上昇に関する支援事業補助金
1 他 会 計 負 担 金	25,662	一般会計負担金
1 補 助 金	79,500	

(単位 千円)

節	金額	説明
1 有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費	6,800	

(単位 千円)

節	金額	説明
1 企 業 債	9,700	器械備品整備事業分 △ 3,400 空調設備更新事業分 13,100
1 負 担 金	2,900	一般会計負担金
1 補 助 金	79,500	一般会計補助金

令和7年度 見附市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

千円

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 71,398
	減価償却費	195,792
	固定資産除却費	1,500
	災害による損失	100
	引当金の増減額 (△は減少)	48,211
	長期前受金戻入額	△ 177,632
	支払利息	8,369
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 10,178
	未払金の増減額 (△は減少)	266
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 3,034
	小 計	△ 8,004
	利息の支払額	△ 8,369
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,373
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 35,728
	補助金による収入	79,500
	他会計からの負担金収入	41,400
	投資活動によるキャッシュ・フロー	85,172
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	一時借入れによる収入	0
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債による収入	29,700
	建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 123,613
	リース債務による支出	3,030
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 90,883
	資金増加額 (又は減少額)	△ 22,084
	資金期首残高	145,722
	資金期末残高	123,638

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込) 額		当該年度以降の 支払い義務発生 予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	医業収益
建物照明LED化賃 貸借契約	千円 41,300			9年 (令和7 ～15年度)	千円 41,300	千円 41,300



議第 4 1 号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年見附市条例第 2 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

見附市長 稲 田 亮

工 事 名	変 更 契約金額	変 更 前 契約金額	契約の相手方	内 容
建工第 1 5 号 名木野小学校 長寿命化改良 工事（校舎棟 建築）	円 988,388,500	円 970,349,086	見附市名木野 町 2870 番地 2  株式会社笹原 建設	直接仮設工事 一式 防水改修工事 一式 外壁改修工事 一式 建具改修工事 一式 内装改修工事 一式 塗装改修工事 一式 内部ユニットその他工事 一式 他



議第 4 2 号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年見附市条例第 2 6 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 3 月 3 日提出

見附市長 稲 田 亮

工 事 名	変 更 契約金額	変 更 前 契約金額	契約の相手方	内 容
建工第 1 7 号 名木野小学校 長寿命化改良 工事（校舎棟 電気設備）	円 206, 174, 100	円 203, 500, 000	見附市学校町 2 丁目 4 番 1 0 号  株式会社あか りテック	高圧引込設備 一式 高圧受変電設備 一式 幹線・動力 一式 太陽光発電設備 一式 コンセント設備 一式 構内交換（電話インターホ ン）設備 一式 電気時計設備 一式 拡声設備工事 一式 他



議第43号

公共施設の相互利用に関する協定の一部変更について

長岡地域定住自立圏を構成する見附市、長岡市、小千谷市及び出雲崎町の間で平成22年3月26日に締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を別紙のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮



(別紙)

公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定書

平成22年3月26日付けで長岡市、小千谷市、見附市及び出雲崎町の間において締結した公共施設の相互利用に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結し、令和8年6月1日から適用する。

別表運動施設の表長岡市の項中

「	長岡市悠久山野球場	長岡市悠久町400番地	」を
「	長岡市悠久山野球場	長岡市悠久町400番地	」に
	長岡市悠久山屋根付多目的コート	長岡市悠久町336番地	

改める。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、構成市町がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

長岡市長

小千谷市長

見附市長

出雲崎町長



議第44号

見附市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、別紙の見附市道路線の廃止及び認定について、議会の議決を求める。

令和8年3月3日提出

見附市長 稲田 亮

## 廃止路線

## 2 路線

路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
6106	上新田 5 号線	見附市上新田町 2 3 4 9 - 4	見附市上新田町 2 3 4 7 - 1	127.6
6107	上新田 6 号線	見附市上新田町 2 4 7 5	見附市上新田町 2 4 8 2 - 1	116.9

## 認定路線

## 2 路線

路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
6106	上新田 5 号線	見附市上新田町 2 3 4 9 - 4	見附市上新田町 2 3 4 7 - 1	117.2
6107	上新田 6 号線	見附市上新田町 2 4 7 6 - 1	見附市上新田町 2 4 8 2 - 1	107.5

## 1. 廃止路線

(1) 所管換えにより市道路線を廃止するもの

番号	路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
①	6106	上新田5号線	見附市上新田町2349-4	見附市上新田町2347-1	127.6
②	6107	上新田6号線	見附市上新田町2475	見附市上新田町2482-1	116.9

## 2. 認定路線

(1) 所管換えにより市道路線を認定するもの

番号	路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
【1】	6106	上新田5号線	見附市上新田町2349-4	見附市上新田町2347-1	117.2
【2】	6107	上新田6号線	見附市上新田町2476-1	見附市上新田町2482-1	107.5

# 市道認定路線図

凡例	
廃止	●→
認定	○→

